

## 内部統制の整備に関する基本方針

熊本大学生協同組合は、組合員の付託に応えるために事業活動を行います。この前提として、当生協は「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動における法令等の遵守」「資産の保全」の4つの目的を達成するために必要な内部統制の整備に関する基本方針を次の通り定めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
2. 理事及び職員の職務執行に関わる情報の保全及び管理を適正に行います。
3. 理事及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします。
4. 財務報告を適正に作成します。
5. 損失の危険の管理を行います。

2018年2月22日 熊本大学生協同組合 2017年度第9回理事会

### I. 理事会議決に基づく行動計画

#### 1. 理事及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します

- (1) 理事会・代表理事は、法令や定款の遵守が必要であり、経済的利益に優先することを自覚して、常にこの立場で意思決定・業務執行にあたります。
- (2) 理事会は、生協法をはじめ各種法令を遵守し、もし生協や役職員が法令に反する行為をしていることに気づいたときは、そのままにせず是正に向けて行動します。
- (3) 理事会は、生協法に反しないように定款を定め、生協法及び定款に基づき規約・規則等を整備します。定めた規則等は必要に応じて参照し、実態と規則等とが異なるときは、「規則等に実態を合わせる」または「より適切な内容になるように規則等の内容を改める」等の措置をとります。規則等と実態の不一致を放置しません。
- (4) 専務理事は、全国大学生協連合会から適宜提供される法令順守に関するチェックリストや学習資料等を活用し、その結果を理事会に報告します。

#### 2. 理事及び職員の職務執行に関わる情報の保全及び管理を適正に行います

- (1) 理事会は、法令の定めにもとづいて総代会の議案書(事業報告書、決算関係書類など)を作成し、総代への提供・事務所への備置き・保存等を法令に沿って行ないます。
- (2) 理事会は、総代会・理事会の議事録を法令・定款に則って作成し、適切に保存・管理します。理事会に出席した理事と監事は、理事会議事録の内容を確認し、議事録に署名または押印します。
- (3) 理事会は「文書取扱及び管理規則」を定め、代表理事・職員等はこれに基づき文書を適正に取り扱います。
- (4) 理事会は「組合員への情報開示規則」を定め、組合員や債権者から情報の開示請求があったと

きは、法令・定款・規則にもとづき速やかに開示の可否を判断し、開示請求に適切に対応します。

- (5) 理事会及び職員は「個人情報保護規定」に基づき、個人情報の適切な管理と利用が行われるようにします。
- (6) 理事会及び職員は、自らが関与した様々な情報や書類について、それぞれの保存期間、廃棄する期限を定め、個人で判断が困難な場合は上司に相談するなどして適切に対処します。

### 3. 理事及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします

- (1) 理事会は、理事会規則に基づき年 10 回程度開催し、必要な事項を文書または口頭で簡潔に報告し、理事会で議決すべき事項をもれなく決するほか、そのときどきの状況に応じた重要な事項について時間をとって協議し必要な意思決定を行います。
- (2) 専務理事は、自らの重点や各職員の分担等が適切か、やめる業務はどれか、新しい課題を実行するために適切な配置がされているか、従来専務理事や正規職員が担当してきた業務のうち新たにパート職員に担わせる業務は何か等に十分な関心を払い、特に新年度の事業計画を検討する際にこれを文章化して理事会に報告します。
- (3) 専務理事及び各職員は、店舗等での現在の作業方法・分担・作業環境・各作業に要する時間・各日の投下労働時間等を当然だと考えず、意思と目標を持って改善をすすめ、経営効率を高め続けます。

### 4. 財務報告を適正に作成します

- (1) 理事会及び代表理事は、赤字隠し・不良資産隠しは法令違反であり組合員への背信行為だと自覚し、常に正確な財務報告書をまとめるようにします。
- (2) 専務理事は、在庫・未収金・買掛金・預り金・出資金・固定資産などで実態と帳簿残高の差異が生じないよう、部下と適切に分担して実態が帳簿残高に表現させるよう努めます。また、職員に対して少なくとも毎年の決算の前(12~1月)に1回以上、決算書・棚卸表に表現されていない不良在庫、未収金が存在しないか、もし有れば正しく処理することを指示します。
- (3) 専務理事は、法令及び「大学生協の決算関係書類・事業報告書・附属明細書作成の手引き」(全国大学生協連)に基づきこれらの書類を作成し、理事会に提案します。

### 5. 損失の危険の管理を行います

- (1) 理事会は、危機管理規則を制定するとともに、専務理事の提案に基づき「想定される代表的な危機と対応計画」を年 1 回以上審議・決定します。
- (2) 特に、食中毒・個人情報事故を発生させると組合員にも大きな損害が及ぶことを自覚し、理事会で専務理事からこの危機への対処状況の報告を受け、確認します。
- (3) 専務理事は、想定される代表的な危機に適切に備えることを念頭に自らの職務上の重点や役職員の分担等を適切に定め、これを固定化させず必要に応じて随時変更します。

## II. 内部統制の有効性を確保するために

- (1) 理事会は、内部統制を適切に整備することが組合員と大学の付託に応える上で重要であると考え、継続的に内部統制の整備を図ります。内部統制の充実に資する全国大学生協連からの提起・自己チェック・会合への参加呼びかけ等を有効に活用します。
- (2) 専務理事は、年間方針の立案、毎理事会への報告を起草する際などに内部統制を考察・推進する時間を確保します。また、内部統制の個別課題(食中毒予防・個人情報や各文書の管理等)を担当する職員等を決め、整備の進行状況を理事会に報告します。